

# 議案の審議結果 (決算の認定を除く。)

可否 ○ × 欠 退 除  
 : : : : : :  
 可 否 賛 反 欠 退 除  
 決 決 成 対 席 席 斥

件名と主な内容	結果	議員名															
		賛	反	議決結果	高田清一	清水健一	松井保夫	小山久利	山口宗一	小野関武利	松岡稔	南千晴	松岡好雄	柳田キミ子	岩田好雄	岸昭勝	早坂通
承認 第3号 専決処分の承認について 平成27年度榑東村一般会計補正予算(第2号)について	6	7	否	×	○	×	○	○	×	×	○	×	×	○	○	×	-
第49号 榑東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	13	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第51号 榑東村手数料条例の一部を改正する条例について	13	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第52号 榑東村特別会計設置条例の一部を改正する条例	11	2	可	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	-
第53号 榑東村農業災害基金条例の一部を改正する条例について	13	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第54号 榑東村自然エネルギー発電運用基金条例の一部を改正する条例について	8	5	可	○	○	×	○	○	×	○	○	×	×	○	○	×	-
議 第55号 平成27年度榑東村一般会計補正予算(第3号)について	11	2	可	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	-
第56号 平成27年度榑東村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	13	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第57号 平成27年度榑東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	13	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第58号 平成27年度榑東村介護保険特別会計補正予算(第1号)について	13	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
案 第59号 平成27年度住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)について	13	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第60号 平成27年度榑東村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	13	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第61号 平成27年度榑東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	13	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第62号 平成27年度榑東村学校給食事業特別会計補正予算(第2号)について	13	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第63号 平成27年度自然エネルギー発電事業特別会計補正予算(第1号)について	11	2	可	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	-
第65号 工事請負契約について	13	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

※議長は採決に加わらないため「-」で表示

## 新体制でスタート



議会広報特別委員会委員長に  
 小山久利議員、委員に高田清一議員

柳田議員の辞職を受け、議会広報特別委員会委員長が欠員となるため、互選の結果、小山久利議員が選任されました。併せて議会運営委員に選任されました。高田清一議員が選任されました。



文教厚生常任委員会副委員長に松岡稔議員

柳田議員の辞職を受け、文教厚生常任委員会副委員長が欠員となるため、互選の結果、松岡稔議員が選任されました。



柳田キミ子議員が議員辞職

柳田キミ子議員から、9月16日付けで議員辞職が提出され、定例会において許可されました。

## 傍聴 に来て下さい!

○榑東村議会傍聴規則  
 (目的)  
 第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。  
 (傍聴の手続)  
 第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記載しなければならない。  
 (議場への入場禁止)  
 第3条 傍聴人は、議場に入ることができない。(傍聴席に入ることができない)  
 第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。  
 (1) 銃器、棒、その他に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者  
 (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者  
 (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者  
 (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、携帯電話、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第6条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。  
 (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者  
 (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者  
 (7) 酒気を帯びていると認められる者  
 (8) 異様な服装をしている者  
 (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者  
 2 議長は必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。  
 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を、禁止することができる。  
 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。  
 (傍聴人の守るべき事項)  
 第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。  
 (1) 議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。  
 (2) 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。  
 (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。  
 (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病氣その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。  
 (5) 飲食又は喫煙をしないこと。  
 (6) みだりに席を離れないこと。  
 (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。  
 (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。  
 (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)  
 第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。  
 (係員の指示)  
 第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。  
 (違反に対する措置)  
 第8条 傍聴人がこの規則に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

変更後	変更前	会議規則	傍聴規則
議員が出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	議員が出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		銃器、棒、つえその他、人に危害を加え、... 銃器、棒、その他、人に危害を加え、...

提案理由 社会情勢などを勘案し、会議規則に出席の場合の欠席の届け出を新たに規定して、傍聴規則から「つえ」について削除する内容です。

提案者 議会運営委員会委員長 岩田好雄

議会の欠席理由に「出産」が加わりました  
 〈全員賛成〉



工事名	平成27年度 相馬原飛行場周辺整備統合事業 南部コミュニティセンター改修工事
契約金額	83,592,000円
契約の相手	住所 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
	商号等 佐田建設株式会社
	代表者 代表取締役社長 荒木 徹
工事内容	1階の談話室、和室、事務室、トイレ、2階の研修室、調理実習室、図書室、トイレなどの改修工事と太陽光発電では22.5キロワットを整備するもの

南部コミュニティセンターの残り半分の改修工事が始まります  
 工事請負契約 〈全員賛成〉

## 陳情

件名	提出者	結果	賛否
村道3214号線(中の前15号線)道路舗装工事	第17区 区長 笹澤 泰信 第16区 区長 田島 勉	採択	全員賛成